

## 平成27年1月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成27年1月26日(月) 午前10時00分～午前10時40分

○ 場 所 守口市役所1号別館 3階 第2委員会室

○ 出席者

### 教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 榎 原 恵 理 子

委 員 江 端 源 治

委 員 橋 爪 利 明

教育長 首 藤 修 一

### 事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 学校施設整備監 西 哲郎

生涯学習部長 松 良之 こども部長 大西 和也

総務課長 藤本 淳司 学校管理課長 瀬尾 邦雄

学校教育課長 大野 友己 保健給食課長 西尾 浩樹

保育・幼稚園課長 西田 清太郎 こども政策課長 古川 富朗

ほか担当職員

○ 審議内容

**議案第7号 守口市教育委員会の教育長の給与等に関する条例及び特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についての意見**

#### 【説明要旨】

○事務局 「守口市教育委員会の教育長の給与等に関する条例及び特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についての意見」につきまして、御説明申し上げます。

今回の条例の一部改正でございますが、1月定例会で御報告させていただきました地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成26年6月に一部改正されましたことにより、まず一部改正でございます。

まず、守口市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正でございますが、当

条例は教育長の給与等を規定しており、教育長が一般職から特別職に変更になったことに伴い、教育公務員特例法の教育長の給与及び勤務条件の規程が削除されましたことから、教育長の給与等及び勤務条件を定める改正でございます。第1条では、見出しとして趣旨を付し、教育公務員特例法の規程中、教育長に係る規程が削除されることに伴い、趣旨規程、教育長の給与、勤務条件などを定めております。

第2条及び第3条並びに第4条におきましては、それぞれ見出しとして、給与、旅費、地域手当等の見出しを付し、規程整備を行っております。

第5条の次に第6条を加え、教育長の勤務条件について現状の教育長と勤務条件が変わらないよう定める物でございます。

続きまして、特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例でございますが、教育委員長と教育長が一本化されます教育委員会制度の変更によりまず一部改正でございます。第2条では、教育委員の報酬の支給方法について改めております。また、第7条を第6条とし、規程整備を行っております。第6条及び別表（第2条関係）では、教育委員長と教育長の一本化により、教育委員長が存在しないこととなり、かつ教育長が教育委員でなくなることから、第6条を削除し、別表（第2条関係）の教育委員会委員長の項を削除しております。その他規程整備を行っております。

なお、附則におきまして施行期日は平成27年4月1日と定め、経過措置といたしまして、現教育長の教育委員としての任期まで従前の例と定めるものでございます。

以上、まことに簡単な説明ですが、よろしく御審議の上、御決定をお願い申し上げます。

#### 【審議状況】

○原案通り承認。

### 議案第8号 守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例案についての意見

#### 【説明要旨】

○事務局 議案第8号「守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例案についての意見」につきまして、御説明申し上げます。

平成27年4月1日から実施されます子ども・子育て新制度でございますが、2月5日に国の子ども・子育て会議で、今まで国が示していた特定教育・保育施設等の運営費であ

ります公定価格の仮単価をこれまで審議されました修正部分を加え、改善後の経費も含めた公定価格を正式に公表いたしまして、承認がされたところでございます。これを受け、子ども・子育て支援法施行令に利用者負担額の上限額が近日中に規定されるところです。新制度に移行いたします公立幼稚園・保育所、私立の保育所11園及び私立の幼稚園2園における利用者負担額につきましては、平成27年度から国が示します利用者負担額を超えない範囲で各市町村で決定するものとなっております。

現在の本市の状況でございますが、保育所の保育料は公立・私立ともに同一の保育料となっており、国の基準額の約63%でございます。近隣市におきましても、本市と大きく変わらない保育料設定がされています。幼稚園におきましては、公立は月額1万1,000円、年額で13万2,000円となっております。私立の幼稚園は各園がその特色を生かして保育料を設定されておりまして、本市の私立幼稚園9園の平均でございますが、おおむね月額2万6,000円程度となっております。

国が示しております新制度における利用者負担額の考え方でございますが、大きく4点ございます。

まず、1点目ですが、就学前の児童を1号、2号、3号に区分し、市が認定を行います。1号は教育を受ける3歳から5歳の子ども、2号は保育を必要とする3歳から5歳の子ども、3号は保育を必要とする0歳から2歳の子どもでございますが、その児童の区分ごとに世帯の収入に応じて保育料が決定されることとなっております。

2点目は、公立・私立幼稚園、保育所、認定こども園という施設の種類にかかわらず、おのおのの区分に応じた保育料は一律とするものでございます。すなわち1号認定なら、認定こども園の幼稚園枠でも、公立幼稚園のような新制度下の幼稚園に通っても、利用者負担額は同じ。2号認定なら、認定こども園の保育所部分に通っても、公立保育所に通っても、また、小規模保育事業を利用しても利用者負担額は同じということでございます。

3点目は、2号認定及び3号認定、すなわち保育の認定に最大で11時間の保育を利用できる保育標準時間認定と、最大で8時間の保育を利用できる保育短時間認定を設け、保育標準時間認定の保育料と保育短時間認定の保育料に差を設けることとなるものです。

4点目は、保育料を決定いたします基準が各世帯の所得税額から市民税額に変更となるものです。これによりまして、利用者からの源泉徴収票の提出が不要となります。

これら4点につきましては、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令で

規定されておりますことから、市の保育料においても同様の内容で条例に規定するものです。

次に、市の独自部分について、3歳児は、4歳児、5歳児と比較しまして、やはり目を離せない。集団教育、保育に慣れるまでに時間がかかることなどから、子どもと職員の数の比率に国が定める配置基準の違いがあります。現在、本市における保育所の保育料はそれらを考慮して、4歳児、5歳児より高い保育料設定としているところですが、これは従前と同様に据え置きながら、幼児教育と保育の均衡を図る観点から1号認定子どもの幼児教育部分の保育料にも3歳児分の保育料を設定させていただくものです。

以上の内容で、国が定める上限額の範囲内で、まずは各区分の児童の保育料を決定しようとするものです。

これらの制度の改正を踏まえた上で、本市といたしましては依然として高い保育ニーズに応え、待機児童の解消と幼稚園における公私間の保育料等の格差の是正をよく検討した結果、新制度への移行期間として経過措置を設け、1号認定子どもの保育料を4・5歳児については公立と同様の1万1,000円に、3歳児においては1万5,700円に設定しようとするものです。一方で、3歳から5歳までの保育の必要な子どもについては、2号認定子どもの保育料との均衡を図り、1号の幼稚園枠でも保育ニーズに対応できるように考え、預かり保育の充実を行う中で、預かり保育と給食費相当分を合わせた1号認定子どもの保護者負担額が2号認定子どもの保育料と同水準となるように制度の設計を行うものです。

また、平成27年度は私学助成に残られる私立幼稚園が7園ございますが、これらの園につきましても、公私間の格差是正と保護者負担の軽減及び保護者の選択の幅を広げる意味からも公立の保育料額の年額13万2,000円に負担額を近づける施策として、一定の上限額を設け、その上限額までは国の制度であります就園奨励費と、市の単独補助であります保護者補助金の拡充を行うことで、公立幼稚園や認定こども園と同様の4・5歳児においては1万1,000円に、また3歳児においては認定こども園の1万5,700円に実際の負担額を近づけるように制度設計をしようとするものです。

これらの施策によりまして、私立幼稚園の認定こども園への移行を促進し、既存施設での定員枠を有効に活用することで保育ニーズを吸収できるように待機児童の受け皿の確保に努め、保護者にとって保育枠から幼稚園枠への選択肢を広げることで、公立施設の再編

整備と建てかえによる集約化を進めようとするものでございます。

第1条では、この条例の趣旨を定めており、子ども・子育て支援法施行令で国が定める額を限度といたしまして、市が定める利用者負担の額として、以下保育料と申しますが、守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例に規定する市の保育料を定める条例であることを明記しております。

第2条は、新制度における市が認定いたしました子どもの区分に応じて保育料を定めたものであり、同条第1号では、教育を受ける3歳から5歳の第1号支給認定子どもの保育料を別表第1で、同条第2号では保育の必要な3歳から5歳の第2号支給認定子どもの保育料を別表第2で、同条第3号で、保育の必要な0歳から2歳の第3号支給認定子どもの保育料を別表第3で各々定めた金額と規定するものでございます。

第3条は、子どもの保護者が災害等により保育料を負担することが困難となった場合の減額または免除の規程でございます。

第4条は、公立施設の保育料を市が保護者から徴収することを定めております。

第5条は、委任規程でございます。

最後に附則でございますが、第1項でこの条例の施行日を平成27年4月1日かとらするものです。第2項では、公立を含めた守口市の保育所が新制度の施行に伴い、特定教育・保育施設となりますことから、この条例の施行前に、保育所における保育に関して、保育料等必要な事項を定めておりました守口市保育所における保育に関する条例を廃止させていただくための規程でございます。第3項では、平成27年度から平成31年度までの間におきまして保育料の特例を設けまして、第1号支給認定子どもの保育料につきましては、第2条第1号の規程にかかわらず同項に定めた保育料の適用を受けることといたしまして、公立・私立の保育料の格差是正を図るため定めたものでございます。第4項は、新制度への移行に伴い、保育料の算定の基準が所得税から市民税に変更されることに伴い、平成27年度及び平成28年8月分までの第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子どもの保育料が新条例施行前の従前の保育料に比して負担増となります場合には、従前の算定に基づきます保育料を適用する規程を定めたものでございます。第5項は、守口市立幼稚園条例におきまして、公立幼稚園の保育料の減免、納入等の規程を定めておりましたが、新制度以降はこの新条例の保育料の適用となりますことから、一部改正といたしまして文言の整備をさせていただくものでございます。

本委員会では条例案をお示しした次第でございますが、施設の運営費であります公定価格がようやく国の子ども・子育て会議で2月5日に承認されましたこと、その後、国の保育料の基準額が示されますことなど、新制度の施行を目前といたしまして国の通知等が今になって慌ただしく決定されておる現状でございます。本市といたしましても、市民への周知の時間等を考えますと、もっと早くに保育料案をお示ししなければならなかったところでございますが、新制度の趣旨である子どもの最善の利益を目指して、公立・私立、幼稚園・保育園のどの施設でも均衡のとれた負担で同水準の幼児教育・保育を受けることができ、保護者の選択の幅が広がるように制度を検討いたしました結果、今回の提案となったものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御審議、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 【審議状況】

○委員 この新制度の趣旨をよく考えまして、子育てを支援するというところでございますので、保護者にとっての選択肢を広げるという観点と、それから、複雑な制度でございますので、できるだけ保護者の方にわかるように丁寧な説明をお願いしたいと思います。どんな保育サービスが受けられるのかとか、あるいは保育料が変わるわけでございますので、繰り返しになりますが、保護者の方にわかるように説明をお願いしたいと思います。

○事務局 非常に国の制度自体も複雑な部分がございます。また、市の考えております保育、それと幼児教育、また施設の種類にかかわらず同程度の保護者の御負担で、同様の保育・幼児教育を受けていただく場を少しでも多く設けさせていただいて、保護者の方々が選びやすい、自分のお子さんに合った環境を整えるということを我々としても主眼として検討させていただきました結果でございます。その旨をやはり市民の方々にも御理解いただくような形で説明を進めさせていただいて、何分、経過措置も設けて複雑な部分もございまして、わかりやすい丁寧な御説明を今後させていただきたい。また、ホームページ、広報等を活用しまして、あらゆる機会を設けまして広報活動をさせていただきたいと考えています。

○上記の質疑の後、原案通り承認。

## 【説明要旨】

○事務局　それでは議案第9号「平成26年度教育費補正予算案についての意見」につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正でございますが、学校保健で緊急的な事態に対応が必要となる費用にかかる補正及び学校規模等適正化などの事業におきまして、国の補正予算を活用して事業を推進するための所要の補正をするものでございます。

まず、歳出予算でございますが、項目1、学校保健事業の小学校費・学校管理費・役員費・手数料でございますが、市立小学校の給食への異物混入の件につきまして、5年生を対象に血液検査を実施したところでございますが、保護者の方々の不安を完全に払拭することが難しいことから、今回の血液検査の結果をもとに身体の影響が懸念される児童に対して医療機関において、さらなる検査を実施、受診していただくもので、当該検査にかかる費用につきましては市の負担とすることから、検査費用の117万8,000円を補正しようとするものでございます。

項目2の学校規模適正化事業（小学校）から項目5の施設整備・建設事業（中学校）までの事業でございますが、このたび、国におきましてまち・ひと・しごと創生総合戦略を平成26年12月に閣議決定し、政策パッケージという形で地方が地方版総合戦略を策定・実施することを支援することとされており、その中の公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援に係る事業については、地域住民生活等緊急支援のための交付金が交付されることとなり、当該事業費が交付金の対象となったものでございます。

また、この交付金を含む平成26年度の国の補正予算案が平成27年1月9日に閣議決定されたことから、本市教育委員会では、平成27年度当初予算に予定しておりましたさつき小学校・第三中学校統合校及び樟風中学校に係る備品購入事業などの所要の費用を、国の制度を活用するために今回補正しようとするものでございます。

項目2、学校規模適正化事業（小学校）の①小学校費・学校管理費・消耗品費・教材用消耗品は小中一貫校の椅子、学用品、ゴム印などの購入費で572万6,000円でございます。②小学校費・需用費・印刷製本費・封筒でございますが、小中一貫校の封筒の作成費で8万円。③小学校費・委託料・その他業務委託料は小中一貫校開校に伴います備品などの運送業務の委託料で、237万8,000円。④小学校費・備品購入費・事業用器

具費は小中一貫校の机、カーテン、無線LANなどの購入費で、7,730万5,000円でございます。⑤小学校費・備品購入費・教材教具購入費は小中一貫校の教材教具の購入費で、384万4,000円でございます。⑥小学校費・備品購入費・図書購入費は小中一貫校の図書、書籍の購入費で75万円でございます。

項目3、施設整備・建設事業（小学校）の小学校費・負担金・補助及び交付金の318万5,000円はさつき小学校・第三中学校統合校新築工事に係ります電波障害対策等の負担金でございます。

項目4、学校規模適正化事業（中学校）では、①中学校費・消耗品費・教材用消耗品は小中一貫校の椅子、学用品、ゴム印などの消耗品の購入費で、746万4,000円。②中学校費・印刷製本費の封筒では、小中一貫校の封筒の作成費8万円。③中学校費・印刷製本費・パンフレット等は樟風中学校のリーフレットの作成費で、16万2,000円でございます。④中学校費・委託料・その他業務委託料は小中一貫校の開校に伴います備品などの運搬業務委託料で、152万円でございます。⑤中学校費・備品購入費・事業用器具費は小中一貫校の机、カーテン、無線LANなどの購入費で6,015万5,000円でございます。⑥⑦中学校費・備品購入費・教材教具購入費は小中一貫校の教材教具の購入費で、760万9,000円及び樟風中学校の教材教具購入費265万円の合計、1,025万9,000円でございます。⑧中学校費・備品購入費・図書購入費は小中一貫校の図書、書籍の購入費75万円でございます。

項目5、施設整備・建設事業（中学校）の中学校費・負担金、補助及び交付金はさつき小学校・第三中学校統合校新築工事に係ります電波障害対策等の負担金で、203万6,000円でございます。

続きまして、歳入費目でございますが、項目2から項目5まで国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、地域住民生活等緊急支援のための交付金、地域創生先行型の交付金で8,000万円でございます。

なお、項目2から項目5までの事業につきましては、今年度において整備完了に相当な期間を要することから、平成27年度へ全額繰越明許を設定しようとするものでございます。

以上でございます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**【審議状況】**



○委員 小中一貫校の部分を小学校と中学校の費用にそれぞれ按分して予算がつくられていると思うんですが、按分をする際の根拠と申しますか、それは何をもとにして按分してあるんですか。土地の広さですか。

○事務局 この小・中学校の按分につきましては、備品を購入するものであるとか、また、それぞれ対策を行うものであるとか、その内容によって変えております。例えば、児童・生徒の机、椅子等であれば、その児童・生徒数の見込み数で按分をさせていただいております。また、施設整備に係るものにおきまして、小・中学校どちらにも同等の数が必要であろうというふうに推測されるものについては、半分ずつの按分ということになっております。どうしても按分ができない、数が少ないものにつきましては、小・中学校のどちらかの優先される度合いが高いと見込まれる費目のほうに計上させていただいております。

内容によりましては、それぞれその購入等の趣旨に応じましてやはり面積等で算出し按分のほうを決めさせていただいているものもございます。

○委員 先ほど新しい施策だと思うんですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略という言葉が出てきたんですけれども、統合校の問題等にかかわっては、今後もまた本市でも該当するということになるかと思いますが、それ以外にこの施策に該当するような事業と申しますか、今後教育委員会がかかわりそうなことというのが具体的に見えているのかどうか、そのあたりについて参考までに教えていただければと思うのですが。質問ではございませんので、わかる範囲で教えていただきたいと思っております。いかがですか。

○事務局 この、まち・ひと・しごと創生総合戦略でございますけれども、非常に多岐にわたりまして項目が計上されておりますが、今回、平成27年度当初予算のほうに上げさせていただくものの中で、学校管理課のこの事業が該当するという事で補正をさせていただいております。教育委員会の中の事業といたしましては、この事業のみで、あとは市長部局のほうの事業をさせていただいたという次第でございます。

○委員 異物混入の件で先ほどお話があったんですけれども、さらなる検査を実施するためということで、そういうさらなる検査が必要な児童がやっぱり何名かは出てきているんでしょうか。

○事務局 対象の児童は50名おられるんですけれども、先に実施をいたしました血液検査に加え、個別医療機関での検査を受けていただくもので、現時点では希望されている御家庭が20件ということでございます。新たに希望されるかどうかということについて

ては今調査をさせていただいているところでございます。

○委員　今50名おられて残りの方に尋ねて検査をされたらその費用は市で負担をするというお話でございましたが、これで終わりですか。その後もまだ考えるという可能性があるのでしょうか。どのようにお考えですか。

○事務局　保護者の方からすると、今回出なかったとしても不安というところがありますので、そのあたりは医師の指示のもとで必要であれば検査を受けていただくというふうに考えております。

○委員　決めてないけれども、今後またそれぞれの状況に応じて対応するということだと思います。ただ、あくまでも税金を使ってやっていることという立場でいえば、際限なくやっていくというのは、いろいろ問題・課題が出てくる余地もあるかと思いますので、御検討いただく必要は当然あると思いますが、そのあたりについてはまた十分適切な対応をお願いしたいというふうに意見として申し上げておきたいと思います。

○上記の質疑の後、原案通り可決。